

多子軽減制度が拡充されます（令和7年4月からスタート）

保護者の所得及び保育施設等の同時利用の有無にかかわらず、第2子以降の保育料は無料になります。

令和8年度の保育料（月額）

保育認定の子ども（3歳未満児）

階層区分	世帯の課税状況		保育料(1人につき)		下記軽減①～②の対象となる階層		
			標準時間	短時間	①	②	
A	生活保護世帯等		0円	0円	—	—	
B	非課税世帯		0	0	—	—	
C	均等割額のみ課税世帯		9,500	9,400	○	○	
D	市町村民税	所得割の課税世帯	48,600円未満	12,400	12,200	○	○
			48,600円以上 55,700円未満	16,200	16,000	○	○
			55,700円以上 59,200円未満	19,100	18,800	○	○
			59,200円以上 79,500円未満	23,600	23,200	○	☆
			79,500円以上 97,000円未満	29,500	29,000	○	—
			97,000円以上 106,800円未満	35,100	34,600	○	—
			106,800円以上 133,600円未満	39,500	38,900	○	—
			133,600円以上 169,000円未満	42,700	42,000	○	—
			169,000円以上 301,000円未満	45,400	44,700	○	—
			301,000円以上	46,300	45,600	○	—

☆＝市町村民税の所得割額が77,101円未満を対象

○保育料の軽減について

(1) 第2子以降の保育料について

保護者の所得及び保育施設等の同時利用の有無にかかわらず、第2子以降については0円になります。・・・①

なお、大学生など別居の兄弟姉妹や、18歳以上（平成20年4月1日以前の生まれ）の兄弟姉妹がいる場合は申請してください。

(2) C階層～市町村民税の所得割額が77,101円未満の世帯で、母子及び父子世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等の保育料について・・・②

生計を同一にする子どもにおいて、第1子は2分の1相当額（上限9,000円）になります。

注（1）適用年齢について

3歳未満児：令和5年4月2日以降に生まれた子ども

(2) 税額控除等について

市町村民税の額については、主に寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等の適用前の税額になります。

(3) 算定期間について

令和8年4月から8月までは令和7年度の市町村民税にもとづき算定し、令和8年9月から令和9年8月までは令和8年度の市町村民税にもとづき算定します。